

お知らせ

年末火災特別警戒を実施します

【橋本市消防本部／伊都消防組合消防本部】

消防本部と消防団では、12月20日(木)から「年末火災特別警戒」を実施します。

今年1月から10月末までの火災件数は22件で、そのうち11件は建物火災です。

これからの季節は空気が乾燥し、風も強く、ストーブなど火を使う機会も多くなります。

火災は、ちょっとした不注意や気のゆるみで起こります。家族一人ひとりが注意して、火災から我が家を守り、新しい年を迎えましょう。

●問い合わせ

- 橋本市消防本部 ☎33-0119
- 伊都消防組合消防本部 ☎22-0119



下水道排水設備指定工事店と責任技術者の登録(更新・新規)について

【下水道課】

市内で下水道の排水設備工事を行うには、排水設備指定工事店および責任技術者として、市に登録する必要があります。登録の期限が平成31年3月31日になっている工事店、技術者が更新の対象となります。

本年度の更新および新規の登録受付については、下記期間に実施します。

●登録用紙配布期間

12月17日(月)～平成31年1月18日(金)
(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

●受付期間

平成31年1月4日(金)～18日(金)
(土・日曜、祝日を除く)

●登録用紙配布・申し込み・問い合わせ

下水道課 業務計画係 ☎33-3150

平成31・32年度 入札参加資格審査受付について

【橋本周辺広域市町村圏組合】

物品購入、建設工事、測量・建設コンサルタントなどの入札参加資格審査の申請を受け付けます。

●申込資格

地方自治法施行令第167条の4と第167条の11第1項の規定と、次の各項目によること。

- ①平成31年1月7日現在、引き続き1年以上その営業に従事していること。
- ②国税および地方税を滞納していないこと。
- ③営業に関し許可、認可などを必要とする場合において、当該許可、認可などを得ていること。
- ④営業状態が健全であると認められること。

●提出書類(各1部、A4ファイル綴り)

- 物品 入札(見積)参加資格審査申請書、組合が指定する必要書類
- 建設工事、測量・建設コンサルタントなど 国土交通省統一様式、その他必要書類

●提出方法

持参または郵送(平成31年2月15日(金)消印有効)
※申請書などの提出書類や提出方法など詳しくは、12月3日(月)から橋本周辺広域市町村圏組合のホームページに掲載しますので、ご覧ください。

●橋本周辺広域市町村圏組合ホームページ
<http://www.hashimoto-kouiki.jp/>

●受付期間

平成31年1月7日(月)～2月15日(金)
(土・日曜、祝日を除く)
午前9時～正午、午後1時～5時

●受付場所・問い合わせ

〒648-0073
橋本市市脇一丁目1-6
橋本周辺広域市町村圏組合事務局 ☎32-7121



空き家相談会を開催します

空家等の管理、解体、売買、相続などに関するセミナーと相談会を開催します。

【建築住宅課】

●開催日 平成31年1月20日(日)

●セミナー

- 時間・定員 午後1時～2時・先着30人
- 講師 南順子氏(ミチル空間プロジェクト理事長)
小川宏樹氏(徳島大学教授)

●相談会

- 時間・定員 午後2時10分～4時15分・先着15組

●開催場所 市民会館

●申込期間 12月3日(月)～平成31年1月11日(金)

●申込方法

氏名、住所、電話番号、参加人数、相談の希望の有無について、郵送またはファクス、Eメールで申し込んでください。

●申込先・問い合わせ

〒648-8585(住所記入不要)
橋本市 建設部 建築住宅課
☎33-1115 ファクス33-6151
Eメール kenjyu@city.hashimoto.lg.jp

家庭内の暖房器具に目を配りましょう

【生活環境課】

暖房器具を使い始める時期になりました。保管前にはなかった異常により、火災やけいどなどの事故が起きないように、暖房器具を久しぶりに使用する際には、次のような項目を点検してから使用するようにしましょう。

●使用前の点検目安の一例

製品の種類	項目
電気ストーブ	●ホコリを取る ●断線がないか ●スイッチが作動するか
こたつ	●コードにねじれ、断線がないか ●スイッチ周りに変色がないか
石油ストーブ・石油ファンヒーター	●石油タンクの受け部分の水やゴミを取る ●タンク自体に穴やサビがないか ●空気取り入れ口のホコリを取る
ホットカーペット	●配線に折れや重なり、よれがないか
エアコン	●コンセント部分のホコリを取る ●室外機周りを掃除する

実際にスイッチを入れてみて、作動しない、嫌な臭いがする、音がおかしい、温度調節ができず高温になったままなどの異常を感じたらすぐに使用を中止し、販売店やメーカーに相談しましょう。

●問い合わせ 生活環境課 消費生活係

橋本市指定給水装置工事事業者が新たに指定されました

【水道施設課】

平成30年4月1日から9月30日までの間に、次の事業者が新たに指定されました。

●新たに指定された事業者

- ヤスキ水道工業株式会社(和歌山市)
☎073-462-7718
- 株式会社 辻住設(和歌山市)
☎073-462-6229

●問い合わせ 水道施設課 ☎33-2861

介護者交流会

家族の介護をしている人や介護経験のある人を対象に交流会を開催します。

- 日時 12月12日(水)
午後1時30分～
- 場所 保健福祉センター
- 問い合わせ 地域包括支援センター
☎32-1957

商工業活性化資金利子補給補助金

【シティセールス推進課】

●対象 市内で事業所を営んでいる市民、もしくは市内に本店のある法人で、同一の事業を引き続き1年以上営んでいる人

●対象となる融資

- 機関名：株式会社日本政策金融公庫
- 資金名：小企業等経営改善資金貸付(マル経)

●補助額

平成30年1月から12月の間に支払った利子額のうち、1.0%分の利子額に相当する額
※ただし、返済開始月から36カ月以内に限りです。

●申請期限 平成31年1月15日(火)

●問い合わせ

シティセールス推進課 商工サポート係

創業支援資金利子補給補助金

【シティセールス推進課】

●対象 市内で事業所を営んでいる市民、もしくは市内に本店のある法人

●対象となる融資

機関名	資金名・制度名
株式会社 日本政策 金融公庫	●新規開業資金
	●女性、若者/シニア起業家支援資金
	●再挑戦支援融資
	●生活衛生貸付のうち新規開業資金に係るもの
	●新創業融資制度
和歌山県	新規開業資金

※平成27年10月以降に受けた融資が対象です。

●補助額

平成30年1月から12月の間に支払った利子額のうち、1.0%分の利子額に相当する額
※ただし、返済開始月から36カ月以内に限りです。

●申請期限 平成31年1月21日(月)

●問い合わせ

シティセールス推進課 商工サポート係

広告

